

新座市告示第220号

新座市事業者家賃支援金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月20日

新座市長 並 木 傑

新座市事業者家賃支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に大きな影響を受けた事業者に対して新座市事業者家賃支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 支援金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 市内の事務所、店舗等の建物であって、自己の事業の用に供するもの（次号及び次条において「事務所等」という。）を賃借していること。

(2) 事務所等で継続して事業を営む意思があること。

(3) 持続化給付金の給付の決定を受けていること。

(対象経費)

第3条 支援金の交付の対象となる経費（以下この条及び次条第1項において「対象経費」という。）は、事務所等及びこれに附帯する施設として市長が認めるものに係る賃借料、共益費及び管理費であって、令和2年4月及び5月の分として支払うべきものとする。ただし、住居として利用する部分に係る費用は、対象経費としない。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、対象経費として現に要した費用の額に4分の1を乗じて得た額（その額に1,000未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1月につき10万円を限度とする。

2 支援金の交付は、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、新座市事業者家賃支援金交付申請書に必要書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、令和2年12月25日とする。

(交付決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、新座市事業者家賃支援金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者があるときは、当該支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告)

第8条 支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者から必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の支援金の交付に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。